「和歌山県の都市政策の基本方針（素案）」に対して寄せられたご意見及びご意見に対する県の考え方について

意見募集期間：令和８年９月１１日（金）～令和８年１０月１３日（火）

和歌山県の都市政策の基本方針（素案）に対するご意見及びご意見に対する県の考え方は、以下のとおりです。
提出意見数：１０件（５名）
提出意見のうち、取組の具体事例の提案に係るご意見(2件)については、下記には掲載しておりませんが、関係課と共有を図るとともに今後の施策立案等に役立たせていただきます。

No	関係ページ	意見等	県の考え方・対応
1	P7,P19,P22	紀伊半島を一周できる高速を早急に繋ぎ、和歌山県の大動脈を最大限に生かした都市活性化策を考えることが重要。	県全体の方針として、広域交通網の確保により県内各地域や県外との結びつきを強化、また交通ネットワークづくりの推進により県外から人や投資を呼び込み地域の魅力を高めること等について記載しています。 【参考】基本方針（素案）該当箇所 ・P7、3-1.目指すべき県土構造 ・P19、目標1の戦略2「人や地域がつながりあう多様な交通ネットワークの形成」 ・P22、目標3の戦略3「交流拠点を結び、地域の魅力を高める交通ネットワークづくりの推進」
2	P7,P19,P22,P29	改良が進む、国道168号線は、京奈和道と最短で繋がっている生活道路であり、新宮市から五条市まで2時間半で結ぶ素晴らしい国道であるが、基本方針には記載されておらず、実態に合っていないので、是非修正して欲しい。	県全体の方針として多様な交通ネットワークの形成等について記載しています。 各圏域における個別の位置付けについては、該当の圏域都市計画区域マスタープランへの追加を検討します。 【参考】基本方針（素案）該当箇所 ・P7、3-1.目指すべき県土構造 ・P19、目標1の戦略2「人や地域がつながりあう多様な交通ネットワークの形成」 ・P22、目標3の戦略3「交流拠点を結び、地域の魅力を高める交通ネットワークづくりの推進」 ・P29、1-4持続可能な共創の都市づくりにおいて目指すべき県土の骨格構造の「■県土の骨格構造のイメージ」
3	P7,P29	西牟婁圏域における広域的な都市機能の立地適正化については、各市町村の都市計画マスタープラン等との整合を図りつつ、現在の市町村界や既存施設の所在地だけを前提とせず、圏域全体を一つの生活圏として捉えることを要望する。	県全体の方針として、「広域連携による都市づくりの推進」を掲げており、広域的な都市機能の立地適正化を検討していく際には、市町村界にとらわれない圏域全体（河川流域生活圏）として捉えていくなど、基本的な考え方を記載しています。 【参考】基本方針（素案）該当箇所・P7、3-1.目指すべき県土構造 ・P29、1-4.持続可能な共創の都市づくりにおいて目指すべき県土の骨格構造
4	P21,P29	災害リスク、業務継続性、医療、防災、公共交通、広域行政機能等を総合的に評価し、安全な複数の拠点をネットワークで結ぶ県土構造を形成すること、また、その重要な拠点の一つとして県内唯一の空港である熊野白浜リゾート空港及びその周辺地域を都市政策上明確に位置付けることを要望する。	県全体の方針として災害に強い都市の形成や道路・交通ネットワークの確保について記載しています。 各圏域における個別の位置付けについては、該当の圏域都市計画区域マスタープランへの追加を検討します。 【参考】基本方針（素案）該当箇所 ・P21、目標2の戦略1「地震や津波等に強い都市の形成」 ・P21、目標2の戦略2「災害に強い道路・交通ネットワークの確保」 ・P29、1-4持続可能な共創の都市づくりにおいて目指すべき県土の骨格構造の「■県土の骨格構造のイメージ」
5	P26	行政機関等については、国、県、市町村それぞれの所管・権限を踏まえながら、今後の施設更新等の機会を捉え、関係機関との協議の下で広域的な視点から機能分散、相互補完、バックアップ機能の確保及び再配置を検討できる方針とされたい。	複数の市町村からなる広域的な生活圏域において、地域の活性化や効率的な施設整備を図るなど、一の市町村域を越え連携し、特に防災や交通、公共施設等の総合管理といった様々な分野にわたる広域的な課題解決に対し、効果的な取組となる広域連携による都市づくりについて、県全体の方針を記載しています。 【参考】基本方針（素案）該当箇所 ・P26、第３章　広域連携による都市づくりの推進
6	P21,P26	今後の各圏域の都市計画区域マスタープランの見直しにおいて、地域特性に応じた具体的な都市機能配置や交通・防災ネットワークとして具体化できるよう、広域防災拠点、空路を含む多重的な交通ネットワーク、広域的な都市機能の分散・相互補完・バックアップといった基本的な考え方を、県全体の都市政策を示す本基本方針に明確に位置付けられたい。	県全体の方針として災害に強い道路・交通ネットワークの確保について、また、複数の市町村からなる広域的な生活圏域において、地域の活性化や効率的な施設整備を図ることなどについて記載しています。 各圏域における個別の位置付けについては、該当の圏域都市計画区域マスタープランへの追加を検討します。 【参考】基本方針（素案）該当箇所 ・P21、目標2の戦略2「災害に強い道路・交通ネットワークの確保」 ・P26、第３章　広域連携による都市づくりの推進
7	P29	「そんなところに住んでいるのが悪い」と切り捨てる“方針”には賛同できない。	コンパクト・プラス・ネットワークは、中心となる拠点のみにすべてを集約し、郊外部等を切り捨てるといった考えではございません。 誘導により一定のエリアで人口密度の維持・向上を図るとともに、都市郊外部や農村部においても、それぞれの地域特性に応じた居住環境を確保することが重要だと考えており、中心拠点だけでなく、生活拠点も含めた多極ネットワーク型のコンパクト化を目指していきたいと考えています。 【参考】基本方針（素案）該当箇所 ・P29、1-4持続可能な共創の都市づくりにおいて目指すべき県土の骨格構造
8	P17	産業をはじめとする地域の特色を踏まえた拠点づくりが重要ではないか。	県全体の方針として、地域の特性を活かした都市づくりを目標として定めております。 地域の特性を活かした産業の創造性や生産性を高めることで、稼ぐ力の向上を図るなど、地域固有の魅力に根ざす都市づくりを推進していきたいと考えております。 【参考】基本方針（素案）該当箇所 ・基本方針（素案）P17、1-2.都市づくりの目標の目標３